政　令

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十三号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（船主相互保険組合法施行令の一部改正）

第一条　船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三百六十一条の」を「第三百六十一条第一項及び第四項の」に、「当該」を「これらの」に改め、同項の表中「第三百六十一条」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に改める。

第十一条第一項の表第三十八条の二第四項第二号の項を削り、同表第三十八条の二第四項第三号の項中「組合員外理事」を「理事以外の理事」に、「組合員外清算人」を「清算人以外の清算人」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第七百六十三条第五号」を「第七百六十三条第一項第五号」に、「同法第七百六十三条第十二号ロ」を「同項第十二号ロ」に改める。

第六条の二第一項に次の一号を加える。

十六　株式等売渡請求（会社法第百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第二十八条の二第十三号、第二十九条の二の五第六号及び第三十一条において同じ。）による株券等の買付け等（当該買付け等の時点において当該株券等の発行者が新株予約権証券を発行している場合（当該新株予約権証券の全てが第八条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものである場合を除く。）には、同法第百七十九条第二項に規定する株式売渡請求に併せて同条第三項に規定する新株予約権売渡請求をした場合に限る。）

第十二条第八号及び第十四条の三の七第一号中「第百十六条第一項」の下に「、第百八十二条の四第一項」を加える。

第十九条の三の二の表第八百七十条第一項第一号の項中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「、委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）」を加える。

第十九条の三の六の表第七百九十七条第六項並びに第七百九十八条第一項、第二項及び第四項の項中「第七百九十七条第六項」の下に「及び第七項」を加え、「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改める。

第十九条の三の九の表第八百六条第五項の項の次に次のように加える。

第八百六条第六項及び第七項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社金融商品取引所

第十九条の三の九の表第八百七条第二項及び第四項の項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改める。

第十九条の三の十の表第八百八条第六項の項中「第八百八条第六項」の下に「から第八項まで」を加え、同表第八百九条第二項、第四項、第六項及び第七項の項中「第六項及び第七項」を「第五項、第七項及び第八項」に改める。

第十九条の三の十三の見出し中「が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合」を「の株券等の提出」に改め、同条中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百四十四条第一項において準用する会社法第二百十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）及び第二百九十三条第二項（第四号に係る部分に限る。）の規定に掲げる行為をする場合について、法第百四十四条第一項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九条第二項第四号及び第二百九十三条第二項第四号	第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社	金融商品取引法第百三十九条第一号に規定する吸収合併存続株式会社金融商品取引所又は同法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所

第十九条の三の十四第一項の表第八十条第三号の項中「第百三十九条の四第四項」を「第百三十九条の四第五項」に、「第百三十九条の四第五項」を「第百三十九条の四第六項」に改め、同表第八十条第八号の項中「第百三十九条の三第五項」を「第百三十九条の三第六項」に、「第百三十九条の三第六項」を「第百三十九条の三第七項」に改め、同表第八十一条第八号の項中「第百三十九条の五第六項」を「第百三十九条の五第六項」に、「第百三十九条の五第七項」に改め、同条第二項の表第八十条第二号の項中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同表第八十条第八号の項中「第百三十九条の三第五項」を「第百三十九条の三第六項」に、「第百三十九条の三第六項」を「第百三十九条の三第七項」に改め、同表第八十一条第八号の項中「第百三十九条の五第六項」を「第百三十九条の五第六項」に、「おいて準用する同法第百三十九条の十二第三項」を「おいて準用する同法第百三十九条の十二第二項」に、「第百三十九条の五第六項」を「第百三十九条の五第七項」に、「の規定により」を「において」に改める。

第二十八条の二に次の一号を加える。

十三　特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。第二十九条の二の五第六号において同じ。）が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされたもの（法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。同号において同じ。）に限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

第二十九条の二の五に次の一号を加える。

六　特別支配株主が当該上場会社等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。